

肥料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和5年2月2日付け4農技第720号

(趣旨)

第1 肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき「肥料価格高騰対策事業」を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を上乗せ交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2 本事業の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、長野県肥料高騰対策事業協議会とする。

(事業の内容)

第3 補助事業者は、以下の事業（以下「補助事業」という。）を行うものとする。

国の実施する「肥料価格高騰対策事業」に対して農業者の営農形態に応じて上乗せ支援を行うことを通じて肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、国要綱に定める対策事業取組実施者における化学肥料の使用量の低減を進める。

(成果目標の設定)

第4 補助事業の成果目標は、次のとおり設定する。

補助事業者は、目標年度において、長野県知事（以下「知事」という。）が別に定めるところにより、対策事業取組実施者に対し、取組実施状況報告書において、化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画を作成させることとし、目標年度は令和6年度とする。

(事業の実施)

第5 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、業務方法書を作成し、知事に提出して、その承認を受けるものとする。

2 業務方法書の変更については、知事が別に定めるところにより行うものとする。

3 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

4 事業実施計画書の変更（別表に定める重要な変更に限る。）については、知事が別に定めるところにより行うものとする。

（経費及び補助率）

第6 第1に規定する補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

なお、支援金額については国の計算式に準じ、以下の計算式を用いるものとする。
支援金額＝（肥料購入費－（肥料購入費÷価格高騰率÷肥料削減率））×補助率
但し、価格高騰率及び肥料削減率は国の公表数値を用いるものとする。

（交付申請書等）

第7 規則第3条に規定する申請書は、肥料価格高騰緊急対策事業補助金（変更）交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

（交付決定の通知）

第8 知事は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（事業の着手）

第9 補助事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

ただし、補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情がある場合は、補助事業者があらかじめ知事の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により知事に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

2 前項の規定により第8第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項のただし書に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最

小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

(申請の取下げ)

第 10 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、肥料価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請取下書(様式第 3 号)を、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に知事に提出して行うものとする。

(契約等)

第 11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 12 補助事業者は、別表に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第 4 号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、別表に定める重要な変更該当する場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 13 規則第 5 条第 1 項第 4 号の知事が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 14 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 5 号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 15 補助事業者は、事業実施年度の 12 月 31 日現在において、様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができ

る。

(実績報告)

第 16 規則第 12 条第 1 項の別に定める実績報告書は、様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 知事は、第 16 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 18 補助事業者は、第 17 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 16 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 17 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 17 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 19 知事は、第 12 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第 21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(電磁的記録の活用)

- 第 22 第 21 の規定に基づき作成、整備及び保管する書類は、電磁的記録により作成、整備

及び保管することができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 11 から第 16 まで、第 20 から第 22 までの規定に準ずる条件並びに規則及び本要綱に従うべきという条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の県補助金相当額を県に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第 24 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、事業実施状況報告書及び評価報告書を作成し、知事に報告するものとする。

(指導等)

第 25 知事は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 26 補助事業者は、第 7 の規定による交付の申請、第 9 の規定による事前着手の届出、第 10 の規定による申請の取下げ、第 12 の規定による計画変更、中止又は廃止の承認、第 14 の規定による事業遅延の届出、第 15 の規定による状況報告、第 16 の規定による実績報告又は第 24 の規定による事業実施状況の報告については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第 27 補助事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

別表（第6関係）

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更 (事業内容の変更)
肥料価格高騰緊急対策事業	本要綱及び肥料価格高騰緊急対策事業実施要領に基づき事業実施主体が取組実施者に対し支出する肥料購入費への支援金	定額	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減